

平成 30 年度第 2 回岸和田市建築審査会会議議事録

■と き 平成 30 年 11 月 16 日（金） 午後 3 時から午後 4 時 30 分まで

■と ころ 岸和田市立中央地区公民館 3 階 講座室 4

■出席委員 委 員 奥 俊信
委 員 杉浦 恵美
委 員 藤田 和史
委 員 山添 光訓

■許可議案審議 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可 付議案件 1 件 (非公開)
建築基準法第 43 条第 1 項但し書き許可及び
建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可 報告案件 14 件 (公開)
全国建築審査会長会議について (報告) (公開)

■そ の 他 配 席 図 別紙のとおり
傍 聴 人 なし

○開 会

事務局より、会議開催に当り、委員 4 人の出席を確認したので岸和田市建築審査会条例第 5 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、平成 30 年度第 2 回岸和田市建築審査会が有効である事を報告。

平成 30 年度第 2 回岸和田市建築審査会会議の議事録署名人として杉浦委員及び山添委員をそれぞれ指名。その後引き続き議案についての説明を行う。

● 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号付議案件、議案第 1 号について

議案第 1 号の審議には、個人情報に関する事項が含まれているため、資料を含め公開図書より削除します。

● 建築基準法第 43 条第 1 項但し書き許可及び建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可案件について

事務局が上記についての説明を行った。（資料 2 参照）

会 長） 報告案件 2 番、港湾局管理の公共用通路に関して、後退線と説明にあったが、後退する必要があったのか。

事務局） 後退する必要はない。境界線という意味で後退線という表現をしている。実質は通路との境界線である。事実上後退はない。

会 長） 了。意見がなければ、本件について了承するものとして良いか。

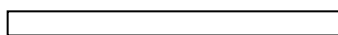
各委員） 了。

上記審議により、建築基準法第 43 条第 1 項但し書き許可及び建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可案件に関する 14 件の報告は了承された。

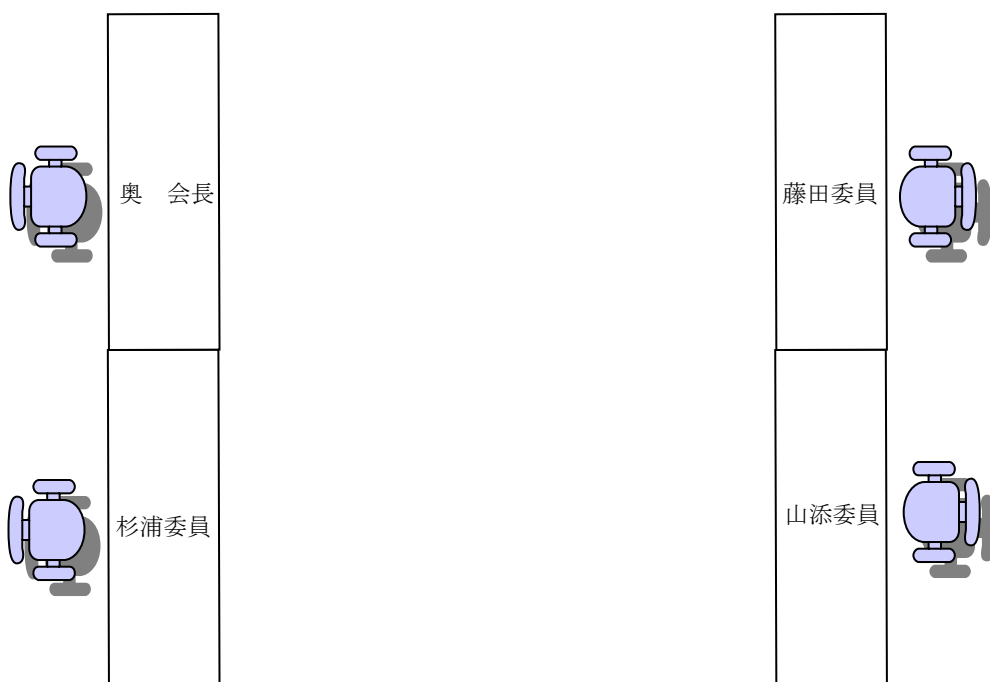
● 全国建築審査会長会議について（報告）

平成 30 年 10 月 31 日～11 月 2 日に行われた平成 30 年度全国建築審査会長会議について、会長及び事務局より報告を行った。（資料 3 参照）

会 長） 以上で審査会を終了とする。



スクリーン



建築指導担当 生嶋参事	建設指導課 日下課長	まちづくり推進部 大井部長	都市計画課 山田課長
----------------	---------------	------------------	---------------



担当員 木岡	担当員 西塚	建築審査担当 成子担当長	総務管財課 山本参事
-----------	-----------	-----------------	---------------

